

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

## 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、長野県福祉サービス第三者評価事業推進要綱第5条の規定に基づき、長野県（以下「県」という。）が認証する評価機関に対する認証の基準（以下「認証基準」という。）を定めることにより、第三者評価事業の信頼性、透明性を確保することを目的とする。

### (認証基準)

第2条 評価機関の認証基準は、次に掲げる各号とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 福祉サービスを自ら提供していないこと。
- (3) 第11条の規定により認証を取り消された法人（当該取り消しの日前3月以内に当該法人の代表者や理事、役員であった者が代表者や理事、役員である法人を含む。）については、その取り消しの日から県が長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴いて定める期間を経過していること。
- (4) 福祉サービス事業者及びそれを経営する者が、当該評価機関を構成する会員等のうち半数を超えている場合には、原則として会員等になっている福祉サービス事業者の評価は実施しないこと。ただし、当該評価機関が、第三者からなる委員会を設置し、評価結果を決定するに当たっては、評価結果について、あらかじめ同委員会の承認を得る場合には、この限りではない。

この場合において、同委員会の委員は、次に掲げる者であって、それぞれ2人以上の概ね同数によって構成され、同委員会を設置する評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が含まれていないこと。

  - ア 福祉・医療・保健の直接業務経験者
  - イ 組織運営管理業務経験者又はコンサルタント関係機関等で経営相談業務の経験者
  - ウ 福祉・医療・保健分野の学識経験者
  - エ 経営分野の学識経験者（公認会計士、税理士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者を含む。）
- (5) 評価機関の代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。

- (6) 評価機関が関係する福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (7) 評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (8) 評価機関は、評価契約日から3年間は評価を実施した福祉サービス事業者の事業に関係しないこと。
- (9) 当該評価機関を主たる所属とする評価調査者が3人以上所属していること。また、その評価調査者は、次に掲げる者をもって構成すること。
  - ア 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ 福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (10) 前号の評価調査者は、県又は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修を修了し、必要な継続研修を受講している者で、かつ県が公表する評価調査者名簿に登載されている者であること。
- (11) 評価を行う際には、当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を評価調査者に絶えず所持させ、福祉サービス事業者の職員から提示を求められた時はそれを提示すること。
- (12) 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。
- (13) 評価機関は、所属する評価調査者に、評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービス事業者の評価を行わせないこと。
- (14) 一件の評価は、2人以上の評価調査者がチームを組んで実施すること。
- (15) 評価機関は、県が定める評価手法、評価項目等をすべて取り込んで評価を行うこと。  
なお、評価機関は、独自の評価手法、評価項目等を設定できるものとする。
- (16) 評価機関は、評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等について、県の定める様式を用いて報告すること。

(17) 評価機関は、県に報告した前号の評価結果等の内容のうち県が定めるものを独立行政法人福祉医療機構が有する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAM NET）」（以下「WAM NET」という。）に掲載して公表すること。

(18) 次の事項を整備し、開示すること。

ア 所属する評価調査者一覧（評価調査者の氏名（非公開も可）、評価調査者養成研修了者番号、資格、主な経歴（評価調査者の氏名が非公開も可のため、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可）、現職（評価調査者の氏名が非公開も可のため、他の情報と照合することにより当該評価調査者を識別することができないように匿名化することも可）、担当分野（福祉サービス分野、組織運営管理分野）、対応可能な評価分野（サービス種別）、継続研修受講歴、所属形態（主たる所属評価調査者又は従たる所属評価調査者の別、従たる所属評価調査者の場合は主たる所属評価機関名）、評価の実績件数）

イ 事業内容（組織、運営、会計、評価を実施するサービス種別を含む。）等に関する規程

ウ 標準的な評価手順に関する規程

エ 倫理規程（守秘義務に関する規程を含む。）

オ 料金表

カ 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の設置

キ 評価事業の実績

ク 第4号に規定する委員会を設置する場合は、同委員会の委員一覧（委員の氏名、同号ア、イ、ウ若しくはエに関する資格又は主な経歴及び現職。）

(19)の1 評価機関は、福祉サービス事業者と評価契約を締結した場合は、当該年度における当該月末日現在の契約状況を評価契約締結報告書により、翌月の10日までに県に報告すること。

(20) 評価機関は、当該年度終了後速やかに実施状況報告書を県に提出すること。

(21) 前号の実施状況報告書について、県が必要に応じ公表することを承諾すること。

(22) 第三者評価事業の向上又は適正な実施を目的として県が行う調査等に協力すること。

(23) 評価機関は、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、更新の際には、その認証を得る日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係

施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあつては、当該評価機関に所属する主たる所属評価調査者が県又は全国社会福祉協議会が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、現に有効な認証期限の前1年以内に、当該更新時研修を必ず受講すること。

(認証の申請)

第3条 認証の申請は、申請書に必要な書類を添付して行う。

2 県は、前項の申請を随時受付けるものとする。ただし、認証の申請を行う法人が、評価調査者養成研修の修了をもって当該法人を主たる所属とする評価調査者を3人以上確保する場合は、別に受付期間を定めるものとする。

2項・・・追加(平成18年3月2日)

(認証)

第4条 県は、第2条に規定する認証基準に基づく審査を行い、その要件をすべて満たしている場合には、評価機関を認証する。認証に当たっては、あらかじめ分科会の意見を聴かなければならない。

(認証の通知)

第5条 県は、評価機関を認証したときは、申請のあつた法人に福祉サービス第三者評価機関認証通知書を交付する。

2 県は、評価機関を認証しないときは、申請のあつた法人に福祉サービス第三者評価機関不認証通知書を交付する。

(認証の有効期限)

第6条 認証の有効期限は3年間とする。

(変更の届出)

第7条 第3条で規定する申請書に記載する事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じた場合は、認証を受けた評価機関は、変更の事由が発生した日から1月以内に、認証時申請内容変更届に必要な書類を添付し、変更内容を県に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第8条 評価機関は、認証後に、評価事業を廃止しようとするとき又は認証を辞退しようとするときは、速やかに福祉サービス第三者評価機関認証辞退届を県に提出しなければならない。

(報告及び調査)

第9条 県は、認証基準等が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、評価機関に対し、必要な報告を求め、又は調査を行うことができる。

(改善命令)

第10条 県は、評価機関が、認証基準等が遵守されておらず、又は当該評価機関の運営が適正を欠くと認められるに至ったときは、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 県は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を県ホームページ上で公表することができる。

(認証の取消)

第11条 県は、認証した評価機関が次の各号のいずれかに該当する場合、必要に応じて調査等を行い、認証を取り消すことができるものとする。なお、認証を取り消すときは、あらかじめ分科会の意見を聴かなければならない。

(1) 第9条の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、同条の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

(2) 前条の命令に従わない場合

(3) 不正な行為を行う等評価機関としてふさわしくないと認められる場合

(4) 原則として過去3年間、評価実績がない場合

(5) 第7条の規定による書類の提出を怠り、若しくは虚偽の提出をした場合

(6) 認証した評価機関が、不正の手段により第4条の認証を受けた場合

(7) 第2条に規定する認証基準のいずれか一つが欠けた場合

2 県は、評価機関の認証を取り消したときは、福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書を交付する。

(認証した評価機関等の公表)

第12条 県は、第4条の規定に基づき評価機関を認証したときは、県ホームページで公表するとともに、当該評価機関の詳細情報をWAM NETに掲載する。

2 県は、前条の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、県ホームページで公表するとともに、WAM NETに掲載の当該評価機関の情報を削除する。

(申請書等の様式)

第13条 この要領で定める申請書等の様式は、別に定める。

(補足)

第14条 この要領で定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、細則に定める。

第15条 この要領及び細則に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年9月12日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月2日から施行する。ただし、第3条に1項を加える改正規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

## 長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施細則

### (趣旨)

第1条 この細則は、長野県福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下「要領」という。）第14条の規定に基づき、長野県（以下「県」という。）が評価機関の認証を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

### (法人格)

第2条 要領第2条第1号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等営利法人等をいい、法人の形態は問わない。

### (福祉サービス)

第3条 要領第2条第2号に規定する「福祉サービス」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号から第3項第11号に規定される社会福祉事業として提供されるサービス
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第1項に規定される居宅サービス、同条第14項に規定される地域密着型サービス、同条第21項に規定される居宅介護支援、同条第23項に規定される施設サービス、第8条の2第1項に規定される介護予防サービス、同条第14項に規定される地域密着型介護予防サービス及び同条第18号に規定される介護予防支援
- (3) 第1号及び前号に掲げるサービスのほか、県が評価の対象とする福祉サービス

### (福祉サービス事業者)

第4条 要領第2条第4号に規定する「福祉サービス事業者」とは、福祉サービスを提供する施設や事業所をいう。

### (代表者等が関係する福祉サービス事業者)

第5条 要領第2条第5号に規定する「代表者や理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある者が関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。なお、各号中「所属」とは、代表者や理事、役員であること、又は常勤、非常勤等の形態を問わず雇用関係があることをいう。

- (1) 評価機関の代表者、理事、役員若しくはこれら以外で雇用関係にある者（次号において「代表者等」という。）が現在所属する又は以前所属していた法人（地方公共団体等の公法人を含む。以下同じ。）及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- (2) 評価機関の代表者等の4親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族又は評価機関の代表者等とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者が、現在所属

する法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所

2 県は、評価機関と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的になると認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会（以下「分科会」という。）の意見を聴かなければならない。

（評価機関が関係する福祉サービス事業者）

第6条 要領第2条第6号に規定する「評価機関が関係する福祉サービス事業者」とは、評価機関が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

（評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者）

第7条 要領第2条第7号に規定する「評価機関と経営母体が同一である福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価機関に対する出資等により、意思決定に関与可能な法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- (2) 評価機関が出資等を行うことにより、意思決定に関与可能な法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- (3) 上記(1)又は(2)に類するすべての施設及び事業所

（評価を実施した福祉サービス事業者の事業）

第8条 要領第2条第8号に規定する「評価を実施した福祉サービス事業者の事業に関係」とは、評価機関が評価を実施した施設、事業所に対して、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて経営等に関係することをいう。

（当該評価機関を主たる所属とする評価調査者）

第9条 要領第2条第9号に規定する「当該評価機関を主たる所属とする評価調査者」とは、当該評価機関が評価調査者としての資格や経験を確認し、そのことに責任を負う評価調査者をいう。

（所属）

第10条 要領第2条第9号に規定する「所属」とは、常勤、非常勤、登録など雇用形態は問わないが、評価機関がその評価調査者が関わる業務について責任を持ち、評価機関から当該評価機関に所属する評価調査者であることを証する書類を付与されていることをいう。

- 2 評価調査者は、主たる所属評価機関を持たなければ、評価活動は行えないものとする。
- 3 1人の評価調査者について、主たる所属評価機関は1ヵ所とする。

(組織運営管理業務を3年以上経験している者等)

第11条 要領第2条第9号に規定する「組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- (1) 常勤職員が20人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する常勤の役員として3年以上経験している者
- (2) 常勤職員が20人以上の法人組織の常勤の役員ではないが、常勤職員として、法人組織内で常勤職員が20人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上経験している者
- (3) 組織運営管理に関し専門的な知識を有し、経営相談、経営指導等に通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (4) 大学・短期大学、専門学校において週1回以上講義を行い、かつ経営分野の教育と研究に3年以上専念している者
- (5) (1)から(4)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)又は(4)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。

(福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者等)

第12条 要領第2条第9号に規定する「福祉・医療・保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者」とは、次の各号いずれかに該当する者をいう。

- (1) 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士、医師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保健師、栄養士（管理栄養士を含む。）のいずれかの資格を有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (2) (1)に規定する以外の資格でこれと同等と認められるものを有し、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (3) 訪問介護員養成研修2級課程修了者、障害児（者）ホームヘルパー養成研修2級課程修了者又は居宅介護従業者養成研修2級課程修了者で、当該業務を通算して常勤3年間に相当する程度経験している者
- (4) 福祉サービス現場で、常勤職員として、利用者に対する直接的な援助業務を3年以

上経験している者

- (5) 福祉関係法令に定める相談業務を、常勤職員として3年以上経験している者
- (6) 大学・短期大学、専門学校において週1回以上講義を行い、かつ福祉・医療・保健分野の教育と研究に3年以上専念している者
- (7) (1)から(6)までのいずれの経験年数も3年未満であるが、合算すると3年以上の経験を満たす場合であって、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)又は(6)と同等の能力を有していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (8) 行政、社会福祉協議会、非営利団体又は民間企業の常勤職員として、福祉サービス現場の経験（相談業務を含む。）はないが、福祉分野の業務経験を3年以上有し、かつ、業務を通じて福祉サービス現場への訪問が30か所以上あり、福祉サービス現場を熟知していると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (9) 団体に所属するなどして、福祉サービスに関わる相談、情報提供、第三者苦情解決制度、権利擁護、ボランティアコーディネーターなど、複数の福祉サービス事業者に係わる活動に従事し、通算して常勤3年間に相当する程度の従事経験があると認められる者。なお、この場合において、あらかじめ分科会の意見を聴くものとする。
- (10) 認知症高齢者グループホーム評価調査者養成研修修了者（認知症介護研究・研修東京センターが実施したものに限り。）であって、現に評価調査者として従事している者

（評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者）

第13条 要領第2条第12号に規定する「評価調査者自らが所属等で関係する福祉サービス事業者」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価調査者が現在、代表者、理事、役員若しくはこれら以外で雇用関係（この号において「代表者等の関係」という。）にある又は以前、代表者等の関係にあった法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所。
  - (2) 評価調査者の4親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族（以下「評価調査者と親族関係にある者」という。）又は評価調査者と親族関係にある者とまだ婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者が、現在代表者、理事、役員又はこれら以外で雇用関係にある法人及び個人が経営するすべての施設及び事業所
- 2 県は、評価調査者と福祉サービス事業者の間に利益相反関係を有する恐れが実質的でない認められる場合には、評価機関からの申し出により、調査審議し、前項の規定について適用しないことの措置を講ずることができる。なお、措置を講ずるに当たっては、あらかじめ分科会の意見を聴かなければならない。

（評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービス事業者）

第14条 要領第2条第13号に規定する「評価調査者自らが業務等で関係する福祉サービ

ス事業者」とは、評価調査者が、コンサルタント、会計事務、調理業務などを通じて現在経営等に関係しているか又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

(評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等)

第15条 要領第2条第16号に規定する「評価を実施した評価調査者、評価手順、県が定める評価項目の評価結果等」とは、当該評価を実施した評価調査者の氏名、県が定める評価項目に関する評価の手順、評価方法、福祉サービス事業者の公表に関する同意・不同意の意思表示、評価結果を示した書類をいう。

(開示)

第16条 要領第2条第18号に規定する「開示」とは、評価機関の主たる事務所の所在地(評価業務を行う部署が、法人の主たる事務所の所在地と違う場合には、評価業務を行う部署の所在地)に書類を備えて置き、誰でもが閲覧できる状態にすることをいい、かつ、ホームページやパンフレット等を作成・活用し、福祉サービスの利用者や福祉サービス事業者にわかりやすく公開することに努めることをいう。

(実施状況報告書)

第17条 要領第2条第20号に規定する「実施状況報告書」とは、県に対し、県の定めた内容を報告する書類をいう。

(申請に必要な書類)

第18条 要領第3条に規定する「申請書に必要な書類」とは、次に掲げる書類をいう。

- (1) 法人の定款、寄付行為等及び法人の登記簿の謄本(交付後6か月以内のもの。写しで可。)
- (2) 当該年度の法人の事業計画書及び収支予算書
- (3) 前年度の法人の決算書
- (4) 評価事業の実績(実績がある場合のみ)
- (5) 役員名簿(氏名、役職名、現職(他の団体の職員等である場合は所属・役職を含む。)を明記。)
- (6) 第三者評価事業の実施に関する誓約書
- (7) 会員等状況届出書
- (8) 所属評価調査者名簿(主たる所属評価調査者用及び従たる所属評価調査者用(主たる所属評価機関の同意書を添付))
- (9) 要領第2条第4号に規定する委員会を設置する場合は、同委員会を構成するすべての委員名簿(氏名、同号ア、イ、ウ又はエに関する資格又は経歴、現職(他の団体の職

員等である場合は所属・役職を含む。)を明記。)

- (10) 標準的な評価手順に関する規程
- (11) 倫理規程(守秘義務に関する規程を含む。)
- (12) 料金表
- (13) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者の氏名
- (14) その他必要な書類

(評価機関の運営が適正を欠く)

第 19 条 要領第 10 条に規定する「評価機関の運営が適正を欠く」とは、評価機関と同一法人が行う評価業務以外の業務で、法令に違反し、又は不正若しくは著しく不当な行為をし、これにより評価業務に支障があることを含むものとする。

(不正な行為)

第 20 条 要領第 11 条第 1 項第 3 号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと
- (2) 評価を行った福祉サービス事業者から、評価料金とは別に金品を受取ること
- (3) 守秘義務に反すること
- (4) 福祉サービスの利用者や福祉サービス事業者等の人権を侵害すること
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと
- (6) 法令に違反する行為を行うこと
- (7) その他社会通念上不正な行為と認められる行為を行うこと

(公表する事項)

第 21 条 要領第 12 条の規定に基づき県ホームページで公表する事項は、認証又は取消の別、評価機関名、代表者氏名、所在地、認証又は取消の年月日、取り消しにあつてはその事由及びその他の事項とする。

(補足)

第 22 条 この細則に定めるもののほか、認証を実施するにあたり必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、平成 17 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 3 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年 11 月 1 日から施行する。